

山田町心の復興活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災による被災者が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを支援するとともに、コミュニティ形成と一体となった被災者に係る心身のケア等の促進を図るため、支援団体等が実施する心の復興活動事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 東日本大震災による被災者をいう。
- (2) 支援団体等 町長が事業の適切な運営が確保できるものとして認める法人又は団体

(補助対象者)

第3 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する支援団体等とする。

- (1) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (4) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動をしていないこと。
- (5) 団体の組織及び活動に関する情報開示がなされていること、又は事業の取組期間中に適正な情報開示がなされる予定であること。
- (6) 継続的に活動を行う団体であること。
- (7) 定款、規約若しくはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書並びに予算書及び決算書が整備されること、又は事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

(補助対象事業)

第4 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する事業であって、政治、宗教

及び営利を目的としていないもの

ア 被災者が他者とのつながりや生きがいを持つことを主たる目的とする事業

イ 震災の記憶の風化防止又は地域活性化を主たる目的とする事業であって、被災者の生きがいづくりの効果を有するもの

(2) 被災者及び関係する地域住民等の主体的な参加が見込まれる事業

(3) 被災者が継続的に参加できる、一過性の取組でない事業

(4) 主たる内容を一括して外部に委託しない事業

(5) 国、県又は町の他の補助制度の対象となっていない事業

(補助対象経費及び補助額)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助額は、別に定める。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、山田町心の復興活動事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 山田町心の復興活動事業補助金所要額一覧表(様式第2号)

(2) 山田町心の復興活動事業計画(様式第3号)

(3) 山田町心の復興活動事業団体等活動調書(様式第4号)

(4) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第7 町長は、申請の内容が適正であると認められた申請者に対し、補助金の交付の可否について決定を行なうものとする。

2 町長は、前項に規定する交付の可否を決定したときは、山田町心

の復興活動事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の内容の変更）

第8 第7の規定により交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）が交付決定の内容を変更しようとするときは、町長に山田町心の復興活動事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する場合はこの限りでない。

(1) 補助金の交付決定額の変更を伴わない場合

(2) 補助事業の内容の著しい変更を伴わない場合

2 町長は、前項の承認をしたときは、速やかにその変更の内容を交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9 交付決定者は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより申請を取下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日以内に山田町心の復興活動事業補助金申請取下書（様式第7号）を提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は無かったものとみなす。

（補助事業の廃止）

第10 交付決定者は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、町長に山田町心の復興活動事業廃止承認申請書（様式第8号）を提出し、その承認を受けなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

第11 交付決定者は、交付決定を受けた事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合には、町長に山田町心の復興活動事業遅延報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第12 交付決定者は、町長から事業の遂行状況に係る報告の求めがあった場合は、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第13 交付決定者は、事業完了後1か月以内又は交付決定を受けた年度の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、山田町心の復興活動事業実績報告書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第14 町長は、第13による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付決定者に山田町心の復興活動事業補助金交付額確定通知書（様式第11号。以下「交付額確定通知書」という。）を通知するものとする。

（補助金の請求）

第15 交付決定者は、交付額確定通知書の受領後、交付決定を受けた年度の属する年度の3月10日までに山田町心の復興活動事業補助金請求書（様式第12号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領した場合、速やかに補助金を交付しなければならない。

（概算払）

第16 交付決定者は、第15の規定に関わらず、山田町心の復興活動事業補助金概算払請求書（様式第13号）を提出し、交付決定額の2分の1以内の概算払を町長に請求することができる。

2 町長は、前項の規定による概算払請求書を受領した場合、速やかに補助金を交付しなければならない。

（決定の取消し）

第17 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第18 交付決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合に

において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期間内に当該補助金を返還しなければならない。

(財産の管理等)

- 第19 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第14号）を備えて管理しなければならない。
- 3 町長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を町に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第20 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間内に取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合に残存する機械器具、仮設物、材料等の残存物件があるときは、町長の承認を得て同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該残存物件の価格に補助率を乗じて得た金額を町に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第21 補助事業者は、補助対象事業についての経理を明らかにする帳簿を作成し、証拠書類とともに当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

- 第22 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。